

鶴ヶ島市訪問介護利用者負担助成要綱

(平成12年 3月31日鶴ヶ島市告示第393号)

(平成15年 6月30日鶴ヶ島市告示第573号)

(平成18年 3月31日鶴ヶ島市告示第303号)

(平成25年 3月31日鶴ヶ島市告示第 74号)

(平成27年 6月 4日鶴ヶ島市告示第139号)

(平成27年12月28日鶴ヶ島市告示第284号)

(平成28年 3月31日鶴ヶ島市告示第 65号)

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）に係る利用者負担額の一部を助成することにより、低所得者の負担を緩和することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要介護等被保険者 法第62条に規定する要介護被保険者等及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4各号に掲げる者をいう。

(2) 障害者居宅介護等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護及び同条第3項に規定する重度訪問介護をいう。

(3) 利用者負担額 法第8条第2項に規定する訪問介護に係る指定居宅サービスに要す

る費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した同項に規定する訪問介護、旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護サービスに係る指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生省告示第127号）により算定した同項に規定する介護予防訪問介護及び旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護サービスに係る指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものに係る費用の額（その額が現に当該訪問介護サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護に要した費用の額とする。）から訪問介護に係る法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費又は法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の額を控除した額をいう。

- (4) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が訪問介護を利用する月の属する年度（訪問介護を利用する月が4月、5月及び6月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者をいう。

（助成の対象者）

第3条 助成の対象者は、要介護等被保険者等のうち低所得者であり、かつ、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第1号に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を除く。以下同じ。）であって、訪問介護を利用するものとする。

（助成額）

第4条 助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 障害者居宅介護等の利用において境界層該当として定率負担額0円となっている要介護等被保険者であって、次のいずれかに該当するもの 利用者負担額に相当する額
- ア 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者居宅介護等（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険

の被保険者となり、要介護等被保険者となった者

イ 40歳から64歳までの者であって、特定疾病を有する者

(2) 前号に該当しない者 利用者負担額の100分の70に相当する額

2 助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて算出するものとする。

(助成の申請及び認定)

第5条 利用者負担の助成を受けようとする利用者は、様式第1号の訪問介護利用者負担額助成認定申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、介護保険被保険者証を提示して行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに助成の対象者に該当するか否かを判定し、様式第2号の訪問介護利用者負担額助成認定決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(認定証の交付)

第6条 市長は、前条第3項の規定により第3条の対象者に該当するとの判定を受けた者に対し、様式第3号の訪問介護利用者負担額助成認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 認定証の有効期限は、発行した月の属する年度の翌年度（認定証を発行した月が4月から6月までの間の場合にあつては、当該月の属する年度）の6月末日とする。

(認定証の再発行)

第7条 認定証の交付を受けた者は、交付された認定証を紛失又は破損した場合には、認定証の再交付の申請を行うことができる。

2 破損したことを理由として第1項の申請を行う場合には、当該破損した認定証を添えなければならない。

3 紛失したことを理由として認定証の再交付を受けた者が、紛失した認定証を発見したときは、速やかに、当該発見した認定証を市長に返還しなければならない。

(住所等の変更)

第8条 認定証の交付を受けた者は、その住所又は氏名を変更したときは、速やかに様式第4号の訪問介護利用者負担額助成認定証記載事項変更届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出は、被保険者証を提示して行うものとする。

(認定証の返還)

第9条 認定証の交付を受けた者は、次の事由が生じたときは、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 認定証の有効期間が満了したとき。
- (2) 認定証の交付を受けた者が転出又は死亡により市の被保険者でなくなったとき。
- (3) 要介護被保険者等でなくなったとき。
- (4) その他認定証を必要としなくなったとき。

2 市長は、認定証の交付を受けた者が認定証を他人に譲渡し、又は貸与したときその他の不正行為があったときは、認定証を返還させることができる。

(助成の方法)

第10条 助成の対象者は、訪問介護を利用する場合には、当該訪問介護を提供する事業者（以下「事業者」という。）に対して認定証を提示するとともに、利用者負担額から助成額を控除した額を事業者に支払わなければならない。ただし、助成の対象者が、やむを得ない理由により認定証を提示できなかった場合にあっては、当該対象者は利用者負担額の全額を事業者に支払い、様式第5号の訪問介護利用者負担額助成申請書を市長に提出するものとする。

第11条 助成の対象者が前条本文の規定により訪問介護を利用した場合、事業者は、助成額を市長に請求するものとする。

第12条 第4条に規定する助成額の助成は、事業者（第10条ただし書に規定する場合にあっては助成の対象者）に支払うことにより行う。

(高額介護サービス費等との適用関係)

第13条 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費は、この告示に基づく助成制度適用後の利用者負担額に対し支給を行うものとする。

2 社会福祉法人等による利用者負担軽減助成金については、この告示に基づく助成制度適用後の利用者負担額に対し支給を行うものとする。

(その他) この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から平成13年6月30日までの間にあっては、平成11年度において老人ホームヘルプサービス又は障害者ホームヘルプサービスを利用した者のうち旧老人福祉法に基づき徴収される費用の額（ホームヘルプサービス事業費用負担基準）又は第2条第3号に規定する法又は要綱に基づき徴収される費用の額（ホームヘルプサービス事業費用負担基準）が直近の派遣の際0円であったものについては、第2条第5号の規定にかかわらず、低所得者とみなす。
- 3 この告示の施行の日から平成12年6月30日までに発行する認定証の有効期限は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成13年6月30日とする。

附 則（平成15年告示第573号）

- 1 この告示は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の告示第6条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者であって、訪問介護を利用する月の属する年の前年（訪問介護を利用する月が1月から6月までである場合にあっては、前前年）において、その生計中心者が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税が非課税であるもの及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属するものについては、改正後の告示第2条第5号の規定にかかわらず、低所得者とみなす。

附 則（平成18年告示第303号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第74号）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの訪問介護に係る利用者負担額に関する改正後の第4条の規定の適用については、改正後の第4条第1項第1号中「利用者負担額に相当する額」とあるのは「利用者負担額に相当する額に介護職員処遇改善加算（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表に規定する介護職員処遇改善加算という。以下この項において同じ。）を加えた額」と、同項第2号中「利用者負担額の100分の70に相当する額」とあるのは「利用者負担額の

100分の70に相当する額に介護職員処遇改善加算を加えた額」とする。

附 則（平成27年告示第139号）

1 この告示は、平成27年6月4日から施行する。

附 則（平成27年告示第284号）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第65号）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。